

## 不動産登記法 代理権の不消滅 宅建 H24-14-1 《#833》

【問】 正誤をつけよ。

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、本人の死亡によっては、消滅しない。

【答え】 正しい

《ポイント1》 代理権の不消滅【★基礎必須】

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- 一 本人の死亡（不登法17条1号）

《ポイント》【★入門】

《まとめ》任意代理権の消滅事由

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない